

老人福祉計画の今後の施策

1. 暮らしを支えるために ～日々の暮らしを支える体制の整備充実

(1) 相談体制の整備充実

地域包括支援センターの体制の強化

a) 地域包括支援センターの機能強化

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーといった専門員の継続的な確保に努め、相談機能やケアプラン作成、ケアマネジャーへの指導等が十分に行える体制をさらに充実・強化していきます。

また、センター機能や高齢者福祉の向上を図るために、学識経験者や保健・医療・福祉関係者、被保険者等で構成される「地域包括支援センター運営協議会」を活用し、効果的な運営方法等について検討を行います。

さらに、各サービス事業所と構築したネットワークを拡充・発展させ、高齢者への各種支援が迅速かつ円滑に行われるように推進します。

b) 地域包括支援センターの周知徹底

地域包括支援センターが高齢者の「身近な総合相談窓口」として認識・活用されるために、広報紙への掲載やパンフレットの配布、自治会への出前講座を引き続き行います。

その他、民生委員やケアマネジャー、サービス事業所、自治会等のネットワークを活用して、地域に浸透していくような周知方法も継続して検討していきます。

地域相談センターの拡充

増加する高齢者の相談及び実態把握に十分対応し、地域の高齢者ケアの推進を図るため、第4期計画では日常生活圏域を4つから5つに再編し、各日常生活圏域に地域相談センターを配置します。

また、地域包括支援センターや市社会福祉協議会で設置が望まれている地域ワーカー等関係者と情報の共有を図り、困難事例への対応等を協議することで、高齢者の福祉及び相談員の資質向上を目指します。

相談のための連携体制の強化

高齢者の多様なニーズに応じるため、地域包括支援センターを中心に、地域相談センター、民生委員、市社会福祉協議会、ケアマネジャー、サービス事業所、自治会等との連携を強化し、相談体制のさらなる充実を図ります。

(2) 権利擁護の推進

権利擁護相談の充実

地域包括支援センターに配置されている専門職員による総合相談を充実させると共に、関係機関との連携を密にし、権利擁護や成年後見に関する相談の充実に努めます。

権利擁護のための事業、制度の周知と利用促進

認知症などで判断能力が十分でない高齢者に対して、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、日常的な金銭管理の援助を行う「地域福祉権利擁護事業」について周知を図ります。

また、財産管理や契約などの法律行為を支援し、権利や利益を保護する「成年後見制度」についても、周知と利用促進を図ります。

- ・成年後見制度利用支援事業（56ページ参照）
- ・高齢者権利擁護事業（56ページ参照）

虐待の早期発見と防止

a) 高齢者虐待防止ネットワークの強化

市に設置されている「高齢者虐待ネットワーク運営委員会」を通して、警察や医師会、保健所等の関係機関との連携を強化し、高齢者虐待の早期発見と早期対応、相談支援、虐待の防止に努めます。

b) 虐待防止のための周知

民生委員やケアマネジャー等と連携し、広く住民に対してどのような行為が虐待にあたるのか、なぜ虐待は起こるのか、どのようにすれば虐待が防げるのか等、高齢者の虐待防止について周知を図ります。

また、地域デイサービスや自治会等に出向き、高齢者の人権や虐待防止について、引き続き普及啓発を行います。

(3) 高齢者のための住宅対策の推進

高齢者が住みやすい市営住宅の推進

今後新たに市営住宅を建設する際には、高齢者が安全かつ快適に生活を送れるよう、高齢者に配慮した設備設置を関係機関に働きかけます。

住宅改修の周知

介護保険サービスを活用した住宅改修の周知・広報に努め、高齢者が継続して自宅での生活を送れるよう支援します。

(4)各種連携体制の整備

行政内部の連携体制の構築

高齢者対策は、生活支援のための福祉サービスや介護保険事業といった、介護長寿課や地域包括支援課のみが関係するだけでなく、地域全般の福祉や健康づくり、移動・交通、生涯学習など、その他の部署も関係してきます。

このため、高齢者の状況やニーズの情報交換など、役所内部の連携を図り、計画の推進を行います。

行政と関係機関との連携、情報の共有強化

高齢者福祉の事業や施策は、市と関係機関、地域の団体・人材との協力により実施されるものが多くを占めています。特に地域相談センターや市社会福祉協議会、民生委員、サービス事業所、ケアマネジャーと連携した地域との関わりは、高齢者施策を展開する上で不可欠なものとなっています。

地域の状況把握や事業展開を円滑にきめ細かく行うためにも、「地域ケア会議」を定期的開催し、地域の関係組織や団体、地域人材との連携を図り、計画の推進を図ります。

定期的な事業の点検評価の実施

本計画の推進にあたっては、計画の推進会議を催し、年1回程度の点検評価を行います。

点検・評価は、PDCAサイクル【計画(Plan)-実施(Do)-評価(Check)-見直し(Action)】により、これまでの運営が妥当であったか、十分な効果があったか、そして今後どのように運営されるべきかを、事業の実績、必要性及び効率性等を踏まえて総合的に行い、必要に応じて事業の変更や追加などを行っていきます。

市民、地域、行政の役割の周知、啓発

高齢者が自立して地域生活を送るためには、高齢者自身が健康に気をつけるなど「自助」が必要であるほか、地域の人々の支え合いである「共助」、行政機関の支援である「公助」が重要です。

この「自助」「共助」「公助」について周知と広報に努め、市民・地域・行政がそれぞれの役割を担い、そして一体となって高齢者の地域生活を支えるコミュニティづくりを推進します。

2. 生き生きと健康に暮らすために ~健康・予防・介護の推進で生き生き暮らせる環境整備

(1)生活習慣病の予防と健康づくりの推進

特定健診・特定保健指導の推進

平成19年度に策定した「特定健診等実施計画」にもとづき、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に焦点をおいた健診を実施し、健診の受診率向上を図っていきます。

また、受診者への健診結果説明を全員に実施し、健診結果から自分の身体の状態を理解できるように支援します。

がん検診の実施

職場でがん検診を受ける機会のない40歳以上の市民を対象にがん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳）を実施し、がんの早期発見に努めます。

生活習慣病予防の周知・啓発

生活習慣病の予防のため、「食事」「運動」「休養」などの生活習慣の見直しを自ら行えるように、正しい生活習慣に関する知識の普及啓発に努めます。

健康づくりの推進

a)健康いとまん21の推進

「健康いとまん21」を今後も推進し、介護予防も視野に入れた若い世代からの健康づくりや健康の保持・増進を図ります。

b)食育の推進

生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう、自らの「食」について考える習慣を身につけ、一人ひとりが自分にあった食事量の目安やバランスのとれた食事がとれるように、食に関する正しい知識の普及に努めます。

c)中高年の運動の促進

「運動」の不足を解消し、健康の保持・増進を図るため、市の願寿館やプール、体育館等の運動施設の利用を促進するなど、中高年の世代に継続的な運動を促します。

(2)介護予防の推進

一般高齢者への介護予防の充実

a) 願寿館教室

楽しみながらも効果的なトレーニングプログラムを提供できるように検討し、体力別、目的別にグループ分けを行うなど、一人ひとりの状況に応じた内容となるようにさらなる充実を図ります。

また、家庭で簡単にできる運動方法を指導し、健康保持と介護予防が一人でも行えるよう推進します。

運動指導を行う指導者の確保にも努め、質の向上を目指していきます。

b) 地域デイサービス

事業への参加を促進し各地域で継続的に多くの高齢者が参加するように図るほか、自主的な事業実施へと展開できるように、行政による支援及び民生委員や他機関との連携を図ります。

c) かりゆし健康クラブ（地域デイサービス中央型）

週2回の開催を継続し、実施箇所をさらに1ヵ所増やす方向で検討しています。

各地区地域デイサービスや願寿館の指導員とも連携し、効果的なトレーニング法の研究・開発に努め、高齢者の健康づくりを支援します。

また、高齢者の憩いの場として学習や趣味活動の充実を図っていきます。

d) 介護予防普及啓発（周知）事業

今後も地域デイサービスや老人クラブ等に出向くほか、市の窓口、広報誌や社協だより、市のホームページを活用して高齢者福祉や介護に関する情報の提供を行い、「介護予防の大切さ」を周知徹底していきます。

また、自治会区長や民生委員等の協力を得て、介護予防事業、介護保険制度、各種サービスに関する情報の提供にも努めていきます。

高齢になる前の40代、50代の世代を対象とした周知についても方法を検討します。

特定高齢者への介護予防の充実

a) 生活機能評価事業（特定高齢者把握事業）

特定高齢者を把握するため、生活機能評価（基本チェックリスト、生活機能検査）を引き続き実施します。

また、特定高齢者に対し、介護予防の必要性や効果について周知を図り、特定高齢者のための介護予防事業への参加を促します。

b)通所型の介護予防事業

筋力向上トレーニング事業

運動機能が低下している特定高齢者に対し、理学療法士、運動指導員等による運動指導を行い、生活機能の向上を図ります。

事業終了後も参加者の運動機能が維持されるように、自宅での自主的なトレーニングの継続や、地域デイサービス、願寿館教室、健康クラブ等への参加も促します。

また、事業の充実を図るため、指導者の安定的な人材確保に努めます。

口腔機能向上促進事業

高齢者がいつまでも会話と食事を楽しめるように、看護師による口腔機能についての教育や訓練を、今後も継続して実施します。

c)訪問型の介護予防事業

うつ・閉じこもり・認知症予防訪問指導

人との積極的な接触を好まない高齢者や閉じこもりがちな特定高齢者への訪問指導を実施します。また、訪問指導を充実させるため、看護師や保健師といった専門職の確保に努めます。

栄養改善訪問指導

栄養改善の必要な特定高齢者に対して、管理栄養士と連携し、訪問指導を実施します。

特定高齢者の介護予防ケアマネジメントの充実

今後も特定高齢者の心身の状態を把握した上で、適切な介護予防プランを作成するとともに、介護予防事業に携わるスタッフと情報を共有し、効果的な運動指導に繋げていきます。

また、事業終了後の高齢者の状態を踏まえて、事業の効果を評価し、より良い事業展開に努めます。

(3)介護サービスの推進

介護サービスの質の向上

a)介護サービス事業所への指導及び監査

介護サービスの質を確保し、介護保険制度の適正な運営が図られるよう、サービス事業者等への指導及び監査を行います。

b)介護給付等費用適正化事業

介護サービスを受給する高齢者を適正に認定するため、認定調査委員及び認定審査員の研修を充実させます。

また、事業者が適切なサービス提供、適正な請求等を行えるよう、ケアプランの点検、医療突合・縦覧点検、サービス受給者への給付費通知を今後も継続して実施します。

地域密着型サービスの整備検討

認知症高齢者に対応した地域密着型サービスが未整備である3つの日常生活圏域のうち1圏域を対象に、第4期計画期間中に1ヶ所整備を行えるよう、「地域密着型サービス事業者指定選考委員会」及び「地域密着型サービス運営協議会」において検討していきます。

要支援者の介護予防ケアマネジメントの充実

要支援者に対する適切なケアマネジメントが今後も行えるよう、ケアマネジャーの質の向上を目指し研修を行うほか、プラン作成が円滑に行えるよう、地域包括支援センターと委託事業所の連携強化を図ります。

(4)介護予防生活支援事業の推進

任意事業の充実（地域支援事業）

a)家族介護支援事業

介護用品支給事業

家族介護者への支援として、介護用品の支給（紙おむつ等の支給）を今後も継続して実施します。

周知を図るため、該当者に対し、介護保険の支給決定通知を送付する際に事業についての案内を同封するなど、広報の方法を検討します。

家族介護慰労助成事業

自宅で重度の要介護者を介護している家族に対し、慰労金の支給を引き続き実施します。

b)食の自立支援事業

調理が困難な一人暮らし高齢者に対する配食サービスである本事業を継続して実施し、高齢者の健康保持を図ります。

また、本事業は高齢者の見守りの観点からも効果が高いため、委託業者や地域の民生委員、地域相談センターとの情報共有及び連携を行い、本事業の推進による見守り体制の強化を図ります。

c) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない高齢者の権利擁護と福祉の保護を図るため、成年後見制度を利用する必要があるのにも関わらず、経済的理由などで制度を利用できない方の支援を行います。

d) 高齢者権利擁護事業

高齢者が安心して社会福祉サービスを利用できる環境づくりを目指し、介護保険施設利用者の人権擁護、地域にあっては見守り体制の構築を推進します。

また、高齢者及び家族の話し相手となり、心に寄り添う「傾聴ボランティア」の活動を支援します。

介護予防生活支援事業の充実（市の単独事業）

a) 軽度生活援助事業

介護を受けるほどではないが日常生活で支援が必要な高齢者へのヘルパー派遣を行う本事業について、今後も継続実施します。

「軽度生活支援」を「自立生活支援」として事業内容を変更し、利用者が自立に向けた取り組みを行えるよう支援します。

また、民生委員との情報共有を図り、地域による支援も活用しながら、事業展開を図ります。

b) 外出支援サービス事業

常時車イスを利用している外出困難な高齢者の通院を支援するために、今後も本事業を実施します。

また、「送迎バス活用モデル事業（ブーゲンビリア号）」が平成20年度からスタートしているため、同事業との適合性を図りながら推進します。

c) 福祉電話設置事業

一人暮らし高齢者等に福祉電話を設置し、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的に、本事業を引き続き実施します。

d) 緊急通報システム事業

一人暮らしで常時注意を要する高齢者の緊急時の対応を図るため、本事業を継続します。

また、民生委員など地域の協力体制を整え、情報の共有、日ごろの見守り、緊急時の支援体制の整備にも努めます。

3. 楽しく明るく暮らすために ~暮らしの中で、気軽に交流や活動に参加できる環境の整備

(1) 生きがいづくりの推進

老人クラブ活動の育成

高齢者の生きがい活動のほか、地域活動、社会奉仕活動の活性化を図るために、老人クラブの活動支援を行います。

また、糸満市老人クラブ連合会や地域デイサービスとの連携も図り、高齢者の広範囲にわたる活動を推進します。

シルバー人材センターの活用促進

高齢者が知識や経験、技術を地域社会で発揮し、活躍できる場であるシルバー人材センターについて、周知広報に努めるなど、会員数と就業機会の拡大を図ります。

公共事業についても、シルバー人材センターを活用し、積極的に高齢者の就労機会を創出していきます。

スポーツ、生涯学習、文化活動等の生きがい活動の推進

市では、高齢者を含めたすべての市民が日常的にスポーツに親しみ、スポーツに対する意識の高揚を図ることを目指し、生涯スポーツの普及を推進しています。老人スポーツ大会や老人クラブのレク活動を通して、高齢者も楽しく、あるいは目標を持って参加する機会をつくります。

生涯学習や文化活動については、図書館活動、中央公民館の講座等があるほか、サークル活動も盛んに行われています。高齢者が生きがいをもって生活を送れるように、生涯学習、文化活動の場の提供に努めます。

世代間交流の機会の拡充

保育所や幼稚園、児童館、学校、学童クラブ等との連携を図り、高齢者と乳幼児、児童生徒がふれあう機会の拡充を図ります。

地域デイサービスでの交流、保育所や学校等行事への高齢者の参加のほか、地域行事、スポーツ文化活動での交流など世代間交流の機会を広げ、高齢者の生きがい創出に努めます。

生きがいボランティア（シルバーボランティア）の促進

高齢者自身がボランティア活動に参加することを呼びかけ、地域への貢献と支え合い、生きがいづくりの対策の一つとして支援します。

敬老会の実施及び祝い金の支給

高齢者を敬い長寿を祝うために、敬老会の開催や祝い金の支給を今後も実施します。敬老会を開催する際の場所や移動手段の改善については、今後も検討を重ね、よりよい方向を導けるように努めます。

(2)集いの場の拡充

地域の集いの場の確保

a)地域デイサービスの拡充による交流の場の確保

介護予防事業として実施されている「地域デイサービス事業」は、高齢者同士の地域での交流の場として大きく寄与しています。

今後、実施地区の増加に努め、また同事業への参加者が増えるよう広く呼びかけます。

b)地域資源を活用した「ふれあいサロン」拠点づくり

地域資源を活用し、高齢者が集い、交流できる「ふれあいサロン」の拠点づくりを推進します。

c)家族介護者の集いの充実

市には家族介護者の会である「あだんの会」があり、介護講習会やリフレッシュ事業（ピクニック、クリスマス会など）を行っています。この会の活動支援を行うとともに、会に参加していない家族介護者の悩み等の相談の場ともなるように、あだんの会と連携し、集いの場の充実を図ります。

公民館を活用した交流の充実

地域の公民館は、各世代が自由に交流できる重要な拠点です。

自治会と連携し、公民館を常時開放できる体制の構築を検討し、高齢者の集いと交流の場の確保に努めます。

(3)移動・交通手段の整備

事業実施等における移動手段の確保

高齢者福祉に関する事業を実施するにあたっては、多くの事業で高齢者の「移動」が必要となります。

事業を実施する際は、事業を行う場所までの高齢者の「移動方法」についても確保し、気軽に参加できる環境の整備に努めます。

外出支援サービス事業（56ページの再掲）

送迎バス活用モデル事業の実施継続

自動車学校や病院の送迎バスを活用した「送迎バス活用モデル事業」の継続実施を関係課と検討し、高齢者の移動手段の確保を図ります。

コミュニティバスの整備検討

高齢者のみならず、障がい者や子供を含めたすべての市民が、日常生活や社会参加を行う上で、移動手段はとても重要であるため、市内コミュニティバスの整備について検討を進めるよう、関係課と調整を図ります。

4 . 安心して住み続けるために ~ 安心して暮らせる地域福祉ネットワーク体制の構築

(1) 高齢者の見守り活動の推進

地域の見守りネットワーク体制の強化

高齢者を地域一帯で支えるコミュニティの確立を目指し、市社会福祉協議会や民生委員、老人クラブ、自治会等と連携を図り、閉じこもり防止や虐待防止のための訪問・見守り活動を推進します。

一人暮らし高齢者等の実態把握の実施

地域相談センターによる地域の高齢者把握や民生委員等関係機関との連携により、一人暮らし高齢者等、日常生活での見守りが必要な高齢者の実態把握の充実を図ります。

緊急通報システム事業の充実（56 ページの再掲）

食の自立支援事業（55 ページの再掲）

(2) 認知症対策の推進

認知症についての周知と理解の促進

認知症高齢者の人権を守り、尊厳が傷つけられないことがないように、地域住民に対し、「認知症は誰にでも起こりうるもの」「症状との上手なつきあい方」など、介護予防普及啓発事業をとおして、認知症に関する基本的な知識の普及啓発を行います。

認知症のネットワーク体制づくり

地域包括支援センター職員や地域相談センター職員、医師、民生委員等で構成される「地域ケア会議」を活用し、認知症高齢者に関する情報共有及び諸問題への早期対応を図りつつ、地域との連携にも努め、認知症高齢者及び家族に対する生活支援や見守りを地域全体で行うネットワークの構築を目指します。

地域密着型サービスの整備検討（55 ページの再掲）

認知症家族介護者への支援

認知症高齢者を家庭で介護する家族を支援するため、家族介護者の会である「あだんの会」と協力し、認知症介護者同士の悩み相談の機会を設けるなど、支援に努めます。

(3) ボランティア活動の推進

ボランティアの養成と活動支援の強化

ボランティア活動は市社会福祉協議会が中心となって実施しており、ボランティアの啓発、体験、養成研修・講座、登録や相談等を行っています。

今後もボランティア希望者が気軽に参加、活動できるよう、ボランティアに関する情報提供の充実やボランティア体験の機会を広げるとともに、ボランティア養成講座の開催などを支援します。

ボランティアコーディネーターとの連携強化

市社会福祉協議会に配置されているボランティアコーディネーター（ボランティア活動の連絡調整や情報収集、研修などを総合的にコーディネートする）と連携し、ボランティア活動を支援します。

また、ボランティアコーディネーターとしての人材を確保し、安定した運営が図れるよう支援していきます。

生きがいボランティア（シルバーボランティア）の促進（57ページの再掲）